

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和三年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（オルソ作成）

二 測量の地域 奈良市、宇陀市及び山添村

三 測量の期間 令和三年四月二十六日から令和四年三月三十一日まで